る。）についての第二十二条の規定の適用については、同条中「スポット市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額」とあるのは「特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる一キロワット時当たりの費用として経済産業大臣が電気事業者ごとに定める額」と、「のうち、当該電気事業者が使用した量」とあるのは「の量」と、「とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。」とあるのは「とする。」とする。

３・４　［略］

（回避可能費用の算定方法の検討）

第十四条　令和三年四月一日以降の回避可能費用の算定方法については、令和二年度までに、卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。）における売買取引の価格の動向等を踏まえ、検討するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第五の二を次のように定める。

様式第５の２（第９条関係）

調達期間が終了した再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　所　（〒　－　）
（注１）　（ふりがな）

氏　名　（ふりがな）

実印

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号　（　）　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第２項の規定に基づき、以下の事項について変更したいので、次のとおり届け出ます。

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
発電設備の出力（kW）	
発電設備の設置場所	

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注３）　――――

認定計画情報（注４）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注５）		□有 □無		□関連会社からの事業譲渡 □他の会社からの事業譲渡 □上記以外	□地方税法第七十一条の四に規定する法人
事業者の住所（注６）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）		
発電設備の出力（kW）（注７）		□有 □無			
発電設備の設置場所（注８）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）		□別紙あり
事業区域の面積（㎡）		□有 □無			
太陽光発電設備の設置形態（注９）	□屋根設置 □地上設置	□有 □無	□屋根設置 □地上設置		
太陽電池に係る事項 製造事業者名		□有 □無			
太陽電池に係る事項 種類		□有 □無			
太陽電池に係る事項 変換効率	□真性変換効率 □実効変換効率	□有 □無			□除外事項該当性